

令和4年度 業務運営方針

《 法 人 》

はじめに

新型コロナウイルス感染予防対策に迫られる日常も2年に及ぶが、この状況は、先行きがまだ不透明といえる。引き続き感染予防対策と日常をどのようにバランスを取っていくか課題を抱えながら事業活動を行っていくことになる。

そのような状況において、中期計画（2018年度以降の5カ年）の最終年度として、下記課題へ取り組むと同時に次期中期計画に繋げていきたい。

1. 中期計画に基づく事業展開

(1) 各施設・事業所における課題と改善

ア 高齢化・重度化への対応

ここ数年来、この課題と施設サービスのあり方について検討してきたが、介護・医療的ケアの比重が増す入所施設における支援の在り方について、従来通り施設の役割を明確にした上でより信頼性のあるサービスを行っていくことが重要と考える。

引き続き、施設運営委員会において課題の共有化を図りながら利用者の医療対応や終末期対応についても検討していきたい。

イ サービスの質の向上

高齢化・重度化の課題のみならず障害特性に応じた本来的支援の質を高めていくよう、研修体制、支援体制を整える。

ウ 職場環境の整備

職員及び部署間において意思疎通が図られ、働きがいと働きやすさを感じさせる職場環境を作っていく。処遇向上はもちろん、法人理念や目標、支援方針を周知し、浸透を図っていく。

(2) 新規事業に向けた取組み

ア 新規グループホーム事業の拡大

昨年10月、グループホーム利用者の高齢化・重度化に対応する日中サービス支援型のグループホーム（男性棟10名）を開設した。引き続き、この6月女性棟（10名）を開設する予定である。このことにより20名（短期入所2名）の新しいグループホーム事業を軌道に乗せる。

イ 多機能型事業所の開設

地域支援活動の拠点として、旧入所棟の跡地に多機能（生活介護、児童発達、短期入所等）をもつ事業所の建設を予定しているが、都市計画

法上（市条例）の課題もあり、さらに踏み込んだ検討を行っていく。

2. 施設整備について

改修工事を終えた作業棟及び職員宿舎の有効活用を進めていく。作業棟においてはより充実した日中活動の展開を図り、職員宿舎においては職員の福利厚生、非常時の職員体制の備えとなるよう活用を図っていく。今年度新たな整備事業は以下の通りとしそれぞれの生活環境の改善と安全性の向上を図る。

(1) すぎな会愛育寮トイレの改修工事

(2) 一部グループホームのスプリンクラー設備設置工事（補助金事業）

3. 人材確保と雇用の安定

これから迎える超高齢化社会における人材の確保は、事業継続の根幹をなす課題であり、加えてコロナ禍による企業活動の不安定さや雇用不安がある。採用活動においては、一層の計画性と採用方法の強化・工夫を図らなければならない。

(1) 採用活動・広報において担当部門を強化する。

(2) 職員処遇の水準を維持しキャリアパスを明確に示し意欲を持って働ける職場環境をつくる。

(3) 人材育成について、内外研修の充実と有効な人材活用を図る。

4. 公益的取組の推進

社会福祉法人として、地域において包括的な役割を担えるよう取り組んでいく。

(1) 「かながわライフサポート事業」及び「生活困窮者自立支援事業」を基盤に、包括支援の充実に努める。

(2) 地域の福祉的課題を把握し、福祉サービスに繋げていくことや公的サービスになりにくい問題にも取り組んでいく。

5. 地域との連携

コロナ禍で十分な展開ができていない現状だが、地域と様々な連携・交流を通し事業活動の広がりや活性化を図っていく。

6. 創立 60 周年記念事業について

2022 年度（令和 4 年度）迎える本法人の創立 60 周年を祝う。新型コロナウイルスの感染状況によるが、関係者中心の簡素化した催し物にする予定である

7. 次期中期計画の策定

今期計画を 10 月までに総括し、12 月中に次期計画案を提示する。

60 周年を来る社会に呼応していくステップととらえ、今後に必要な事項を盛り込んでいく。

以上

《 すぎな会愛育寮 》

重点実施目標

1. 支援体制の安定化推進と課題の改善
2. 意思決定支援の取り組み推進と将来に向けた支援
3. 福祉職としての人材育成の推進

業務運営方針

1. 法人の業務運営方針に基づいて施設運営における課題解決に向けた取り組みを推進し、支援体制の安定を図る。
 - (1) 支援体制の安定
 - ア 利用者状況に応じて業務内容の更新、変更、職員配置等を柔軟に行い、支援体制の安定を継続する。
 - イ 利用者状況に応じた支援と環境整備を行い、入所施設としての機能を充実させる。
 - (2) 福祉職の人材育成と働きがいのある職場環境の整備
 - ア OJTを基本に内部事例発表勉強会等、実践発表を継続、また多様な外部研修を活用し、福祉職支援員としての育成に努める。
 - イ 施設内、法人内の他施設、事業所とも活発な意見交換を行い、風通しの良い職場環境を充実させる。
 - ウ 職員一人ひとりが心身ともに健康で意欲的に就業できるよう、職員との面談を継続、また様々な機会をとらえて意見交換を行う。
2. 利用者個々人の現在の生活と将来の生活を見据え、支援のあり方について検証、検討を重ねる。
 - (1) 利用者の意思と自己決定を尊重した支援を軸に日々の支援を通して、現在と将来に向けた支援を継続、推進する。
 - (2) 日中活動の充実、安定を図り、個々の利用者の日常生活の充足並びに将来を見据えた支援となるよう取り組みを継続する。
 - (3) 各支援機関、相談支援事業所、嘱託医療機関等、多職種連携の検討を継続し、利用者個々の生活の向上と心身の健康維持に努める。
 - (4) 施設内外の安全点検及び管理を適切に行い、清潔で安全、安心できる生活環境の維持に努める。
 - (5) 利用者、職員ともに地域社会の一員として地域活動に参加し、利用者個々に応じた社会参加の支援に取り組む。

(6) 新型コロナウイルス感染予防の徹底を継続するとともに、日常的な外出や人との交流について適切な方法を工夫しながら支援に取り組む。

3. 支援における質の向上を図るため、支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。

以上

《 すぎなの郷 》

重点実施目標

1. 高齢化・重度化等に伴う生活支援と併せて、日中活動の充実に向けた取り組みの推進
2. 支援体制・職場環境の整備と安定化の推進
3. 利用者の人権に配慮し、意思を尊重した支援への取り組み

業務運営方針

1. 施設運営を組織的かつ円滑に進めるため、以下の事項に取り組む。
 - (1) 支援体制を整え、職員一人ひとりが役割を発揮し、利用者支援の向上に努める。
 - (2) 職員間の意思疎通が図られ、風通しの良い職場環境となるよう検討を行う。
 - (3) プロジェクトチーム活動の推進と研修等を通して、支援技術の向上に努める。また、OJTと内外研修等を通して人材育成に努める。
2. 利用者支援について、以下の事項に取り組む。
 - (1) 高齢化・重度化の進む要介護者、活動的な利用者それぞれの個々の状態に合わせた適切な支援が行えるよう、支援力の向上を目指す。
 - (2) 日々充実した日中活動が安定的に行えるよう、取り組みを推進する。
 - (3) 利用者の人権に配慮し、意思を尊重し充実した生活が送れるよう、支援に取り組む。
 - (4) 生活環境の安全点検・整備を行い、清潔保持・健康維持と事故防止に努める。
 - (5) 新型コロナウイルス感染予防の徹底を引き続き行うとともに、制限の多い中でも安心感が持てるよう支援に取り組む。

3. 支援における質の向上を図るため、支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。

以上

《 すぎな会生活ホーム 》

重点実施目標

1. 利用者の人権に配慮し、安心・安全な生活支援
2. ホーム間の情報共有と連携を図る
3. 6月開所のすぎな会長谷ホームへの移行を円滑に進める

業務運営方針

1. 利用者支援について以下の取り組みを行う。
 - (1) 利用者が健康で楽しく暮らせるよう人権に配慮した支援を行う。
 - (2) 利用者が必要としている支援を職員間で共有し適切な支援を行う。
 - (3) ホーム間で情報共有を行い、他ホームと連携し支援の強化を図る。
2. 人権擁護の研修をはじめ、必要に応じてホーム支援員会議などを利用した研修会を開催し利用者支援の質の向上を目指す。
3. 6月に開所するすぎな会長谷ホーム（女性）の移行と、欠員となるホームの新規入所者の受け入れを積極的に行っていく。
4. 新型コロナウイルス感染予防対策を継続し、利用者・職員共に感染予防に努める。
5. 支援における質の向上を図るため、支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。

以上

《 すぎな会生活ホームⅡ 》

重点実施目標

1. 高齢化に対応した地域生活の支援
2. 利用者の人権に配慮し、安心・安全な生活支援
3. 6月開所のすぎな会長谷ホームの開所準備を円滑に進める

業務運営方針

1. すぎな会長谷ホームの開所で定員 20 名（短期入所 2 名）となる日中サービス支援型共同生活援助の安定した運営に努める。
2. 利用者支援について以下の取り組みを行う。
 - (1) 日中の支援及び介護を必要とする利用者が地域において、豊かな生活が送れるよう支援を行う。
 - (2) ホームでゆとりのある生活や日中活動を利用するなど、個々人に合った日中の過ごし方を模索していく。
 - (3) ホーム間で情報共有を行い、他ホームと連携し支援の強化を図る。
3. 人権擁護の研修をはじめ、必要に応じてホーム支援員会議などを利用した研修会を開催し利用者支援の質の向上を目指す。また、介護技術の研修も計画的に実施していく。
4. 新型コロナウイルス感染予防対策を継続し、利用者・職員共に感染予防に努める。
5. 支援における質の向上を図るため、支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。

以上

《 デイセンターつくし 》

重点実施目標

1. 作業棟改修後の支援体制の再整備
2. 職員の支援技術の向上

業務運営方針

1. 利用者の人権に配慮し、安全で快適な日中活動の提供に努める。
作業棟3階が新たな活動場所となり、各活動の見直しを継続しながら、支援体制の再整備を進めていく。
2. 利用者個々の状況に合わせた活動の素材・環境の提供に努めると共に、多様な障害特性を持った利用者の心身の安定を図るため、より個別の状況に配慮した支援を実施する。
3. 在宅の知的障害者を対象とした「地域余暇活動支援事業」「通所体験事業」「日中一時支援事業」を継続して実施し、家族や地域のニーズに応える。
4. 支援における質の向上を図るため、支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。
5. 職員の支援技術の向上を図るため、それぞれが課題を持って取り組めるよう、適切な研修等に参加する機会を持つ。
6. 新型コロナウイルス感染予防の徹底については、在宅から通所する利用者・家族及びすぎな会生活ホームと協力して努めていく。

以上

《 相談支援事業所すぎな 》

重点実施目標

1. 指定障害児支援事業の円滑な実施
2. 相談支援専門員の質の向上

業務運営方針

1. 指定障害児支援事業を新たに実施する。事業が円滑に進められるよう初年度は事業への理解と必要な知識の習得に努める
2. 障害者相談支援事業の厚木市障がい者相談支援センター委託事業、特定相談支援事業、指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）および指定障害児支援事業においては、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。また、関係機関との情報共有を図り、適切かつ丁寧な相談対応を行う。
3. 生活困窮者支援事業のかながわライフサポート事業、厚木市生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）については、神奈川県社会福祉協議会および厚木市と連携・協力し、地域における公益的な取り組みを進めていく。
4. 支援における質の向上を図るため、支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。
5. 相談支援専門員の質の向上を図るため、それぞれが担当するケースの共有と検討の機会を定期的 to 実施し、また必要な研修に積極的に参加する。
6. 「すぎな会新型コロナウイルス感染対策」に基づいて感染予防に努めるとともに、状況に応じた相談対応を実施する。

以上